

スウェーデンにおける国際養子の位置と意味 ——ローカル・ナショナル・グローバルな水準に着目して——

Positioning and Meaning of 'International Adoptees' in Sweden:
Focusing on their local, national and global levels

..... 芝 真里

要約

本稿は、スウェーデンにおける国際養子を事例として、いわゆる移民研究における国際養子の位置と意味を考察するものである。論述は、この主題に関する先行研究および現地インタビュー調査に基づいている。現代のスウェーデンは、「均質国家」から移民を多く抱える国へと変貌し続けているといわれている。その状況下で、国際養子という存在はどのように位置づけられてきたのか。この点を、グローバルな水準、ナショナルな水準、そしてパーソナルなものを含むローカルな水準で確認しながら、その存在の現代的な意味を考察した。

そこでまず見えてきたのが、「移民」と「スウェーデン人」との境界線上にある国際養子のマージナルな立ち位置である。必要な労働力として急激に増えた移民という「他者」に対して、スウェーデン社会の戸惑いが見受けられる。その中で、国際養子たち自身は、自分たちと外見を同じくする移民と同じネガティブな経験をすることによって、自己に「他者性」を見出すことになり、自らのアイデンティティを再定義することに苦心している。そして、彼ら自身は「他者との境界線上にいる」という立ち位置を確認している。このような彼らの特有の立場を検討することは、グローバル化時代において「他者」をも包摂する社会の構成員の権利を検討する事例となると思われる。

キーワード：国際養子、一元的な市民資格、「他者の権利」

はじめに

今日、国境を越える移動は、労働移民、結婚移民などの移民者、海外駐在、留学生、国際結婚、国外旅行・観光など、さまざまな形で見られる。現在、年間2億人の移民の存在や、観光を含めた10億人以上の国境を越える人々の存在が語られるなかで（西原・油井編 2010）、とくに国際養子という移動者の持つ社会的意味に関しては、社会学において十分的確にとらえられていない。国際移動に関する先行研究では、グローバル化とアイデンティティに関する国内外での研究（Papastergiadis 2000, 宮永 2000, 宮永編 2002）や国際労働力移動の観点を中心に国内外で大きな蓄積はあるものの（Sassen 1988 = 1992, 伊豫谷 2001）、さらに国際養子という家族に関わる領域で特に国際結婚についてもそれなりの蓄積があるものの（Breger & Hill 1998 = 2005, 嘉本 2008a, 嘉本 2008b, 賽漢 2011）、国際養子に関する先行研究はきわめて限られている。試みに、日本に限って養子をめぐる研究を探ってみると、家の存続のための養子制度の研究は近年でも多くみられ（Kurosu & Ochiai 1995, Hayes & Habu 2006）、また望まれない妊娠による日本児が海外養子として斡旋されている実態を記した本（高倉 2006）は見いだせる

ものの、本稿で扱う国際養子に関する社会学的研究は見いだせない。このような状況の中で、本稿ではこれまできちんと論じられてこなかった国際養子という存在を検討の俎上に載せ、その位置とそれが提起する意味とを考察していきたい。

本稿の論述の当面の焦点は、スウェーデンを事例とした国際養子縁組をめぐる動きについて述べることにある。アメリカなどその成り立ちから「移民社会」である国々とは違い¹⁾、スウェーデンはかつての「均質社会 (homogeneous society)」から現在の多民族・多言語社会へと変貌した特徴がある、と言われている (Runblom 1994: 624)。このような国において、「静かなる移民 (The Quiet Migration)」(Weil 1984) として捉えられている国際養子たちが数多く存在し、その縁組率が同一年の国内出生数と比較して大きいことが知られている (Selman 2006: 188)。国際養子受入数では、アメリカが世界第1位であり、それにフランス、イタリア、ドイツそしてカナダが続くが、しかし、各国内で同年に生まれた数と比較した際は、ノルウェー、スウェーデン、デンマークそしてスイスが国際養子の高い受け入れ率を示している。また、スウェーデンにおいては1980年ごろ、17.4という世界で一番高い養子縁組率 (国内出生数1,000に対する養子数) を示していたこともあとと報告されている (Ministry of Health and Social Affairs 2003: 36)。2007年、スウェーデンの総人口は900万人を数えており、国内での出生数は10万7千人であったが、養子希望者の資格審査が約2,500件あり、国際養子縁組されてきた子ども800人が確認されている (Socialstyrelsen 2009)。

スウェーデンは福祉国家として名高い北欧諸国のひとつであるが、その政策のひとつとして、移民とその家族に対する教育——例えばマイノリティに対する公用語および母国語教育の機会の保障²⁾——が挙げられ (Ministry of Culture, Sweden 2009)、移民の流入によって変化を続ける国内事情に対処しようとしている。では、国際養子という特殊な移民——生まれてまもなく縁組され、母国の記憶がほぼ無いままスウェーデン人家庭へ引き取られる者——は、スウェーデン社会でどのように位置付けられているのだろうか³⁾。ここに、筆者が現地調査の際、インタビューで得た興味深い言葉がある。

インドからの国際養子で「私はココナッツと一緒になの」と言う子もいます。自分の外見はココナッツの表皮のように浅黒いけれど、中身はスウェーデン人と同じ、真っ白だ、って意味ですね。(国際養子縁組取次組織の公的監督局スタッフへの2010年7月7日インタビューより)

この言葉から、スウェーデンの国際養子が、自分たちの外見はどうであれ、れっきとしたスウェーデン人であると主張しつつ、移民としての自分を否定できずに両者の間で悩むいわゆるダブルバインド状態にあることが汲み取れる。しかし、なぜ彼らはそのように表現するのだろうか。

本稿では、スウェーデンにおける国際養子縁組の歴史をも踏まえて、多文化状況をめぐる問題へのひとつの知見を導出したい。その際、とくに養子を取り巻く人々がどのように「均質国家」において「国際」養子縁組を実践してきたのか、そして彼ら「静かなる移民」を含む移民に対するスウェーデン社会からの反応はどのようなものなのか、そして「国際養子」自身の思いとはどのようなものなのか、こうした点を先行研究および現地インタビュー⁴⁾からまず考察していきたい。

1 スウェーデンにおける国際養子縁組——ナショナルなレベル——

1.1 スウェーデンにおける「国際」養子から「国際養子」への経緯

スウェーデンにおける「国際」養子縁組の歴史は長く、世界大戦が始まる直前の1930年代終盤に、ナチズム下にあった中央ヨーロッパからユダヤ系難民の子どもを受け入れたことにさかのぼることができ、また第二次大戦の戦時下では中立国としてフィンランドから疎開してきた里子を、そして終戦時には難民となった1万人以上のユダヤ系難民、フィンランドやドイツからの里子を受け入れてきた (Hubinette 2009: 119)。

しかし、今日「国際養子縁組」という言葉で語られるのは、「一般的に、非西欧諸国からの養子が西欧諸国の養親へと移動すること」(Hubinette 2006: 139)である。西洋からの視点というバイアスはあるが、先行研究で多く用いられている規定でもあるので、本稿でも暫定的にこの視点を国際養子縁組の定義として用いておく。

さて、上述の近隣諸国からの養子縁組とは一線を画す、非西欧諸国から養子を迎えるという動き(=「国際養子縁組」)は、1950年代前半の朝鮮戦争に端を発している。そして1966年にスウェーデン—韓国間で協定を結んだことにより、韓国からの国際養子縁組数が急増した⁵⁾ (Yngvesson 2010: 45)。1950年代までは、養子の数が養親希望者の数を上回っていたが、その後は逆転現象が起きることとなった⁶⁾ (Socialstyrelsen 2009)。そしてこの動向に重なるようにして、1960年代終わり頃から国内養子縁組が減り⁷⁾、その代わりにアジア諸国や南米諸国、アフリカ諸国、そして東欧諸国といった国々が養子の送出国として台頭してきた⁸⁾。統計によれば、1969年から2009年の間に、およそ5万人の国際養子が100を超える国々からスウェーデンへ縁組されていることが報告されている⁹⁾ (MIA 2010)。その中でも現在、アジアからの国際養子が多く、その数は全体の6割に及んでおり、2009年度の統計では、スウェーデンへの国際養子の総数の912人のうち、アジア諸国からの養子は547人であったと報告されている (MIA 2010)。

1.2 アドプション・セントラムという存在——ローカルなレベル——

前述の非西欧諸国からの「国際養子縁組」は、1950年代末期から海外旅行や海外勤務するスウェーデン人が徐々に増加した際、発展途上で勤務中に孤児と出会った人々によって開始されたと説明されている (Socialstyrelsen 2009)。そして、これらの人々が友人や知り合いの養子縁組をも手助けしたことが、現在のところ世界で最も国際養子縁組に影響をもつ組織の一つである「アドプション・セントラム (Adoptionscentrum)」の基礎を築いたと言われている (Yngvesson 2010: 48)。当初は養親や養子縁組希望者たちが個人的に情報交換をしていたこの組織が、1970年初めには押し寄せる国際養子縁組に関する様々な問い合わせに応じ、会報を発行するなど活動が活発化したことによって、1969年にアドプション・セントラムが設立されたのである¹⁰⁾。

ちなみに、このような国際養子縁組へのスウェーデン国内での関心の高まりに応える形で、ナショナルなレベルでの対応としては、1950年中頃から保健福祉庁 (Socialstyrelsen) が国際養子縁組の仲介役として望ましい国際組織についての情報を与えるようになっていた。だが1974年には、国際養子縁組の増加に対応するため、NIA (National Board for Intercountry Adoptions = 国際養子縁組に関するスウェーデン国内委員会) が設立された¹¹⁾。NIA は情報提

供機関としての活動だけではなく、個人による海外での国際養子縁組を公的にコントロールするために施行された1979年のMediation of Intercountry Adoption Act (国際養子縁組あっせん法) (Socialstyrelsen, 2007) によって、認可を受けた国際養子縁組取次組織を法的に監督するという立場も与えられた¹²⁾。そして現在では、社会省所轄組織であるMIA (Myndigheten for Internationella Adoptionsfrågor = 国際養子縁組監督局) がNIAの業務を引き継ぎ、MIAによって認可されたアドプション・セントラムを含む6つの組織によってのみ、国際養子縁組を執り行うことができるのである (MIA 2005)。

さて、話を戻そう。アドプション・セントラムは現在、複数の面を持っている (Adoptionscentrum 2010: About Us Sect.)。第一に、国際養子縁組援助組織としての面である。アドプション・セントラムは、20カ国以上の地域の公的機関やNGOとの協力活動をベースに、これまでに50カ国以上の送出国からの2万2千人以上の国際養子縁組を手助けしてきた。そして第二に、9千人以上の家族メンバー——その多くは養家族である——を抱える非営利組織としての面である。その活動はスウェーデン国内では24の地域部会を持ち、また国外では20カ国以上で120以上の国際援助協力プロジェクトに参加している。例として、SIDA (Swedish International Development Cooperation Agency = スウェーデン国際協力開発庁) との協力により、発展途上国における家族離散を防止し、貧困家庭をとりまくコミュニティ・ケアや孤児院などの施設環境の充実させ、そして施設を巣立った者が独立して生活できる為の援助活動を行っていることが挙げられる (Adoptionscentrum 2010: Develop Cooperation Sect.)。

第三の面は、国際養子縁組をサポートする顕在的機能以外にも、アドプション・セントラムが、養家族が他の家族同様に福祉を受ける権利——例えば「両親保険」という育児休暇手当——を獲得することに尽力し、養子やその家族を援助するためのメソッドの深化にも尽力したと言われる潜在的機能の面である (Socialstyrelsen 2009)。このような養親による組織であるアドプション・セントラムを中心にした実践活動が、後に締結される国際的な条約、つまり1993年のハーグ国際養子条約における要件を基礎づけたと見なされている (Yngvesson 2010: 48)。

1.3 国際養子にまつわる国際条約——ナショナルとインターナショナルのせめぎ合い——

戦後、国際養子縁組はスウェーデンを含む欧米諸国において増加の一途を辿ったが、同時に人身売買ではないのかと批判する動きもあった (Selman 2009: 591)。1970年代からは女性と子どもを含む人権に対する国際的な動きが高まったことを受け、国連において1989年、「国連子どもの権利条約 (UN Convention on the Rights of the Child)」が制定された。この法制定により、国際養子縁組では子どもが売買されていないことを証明するために、その子が「放棄された子ども」であることを明確にする必要が定められた (Yngvesson 2010: 49)。加えてこの条約では、「ナショナルリティや名前、法的な家族関係を含む自己アイデンティティを保持する子どもの権利」を定めている (UN 1989, Article 8)。

これに続く1993年の「ハーグ国際養子条約」制定¹³⁾では、国際養子縁組が「子供の最善の利益およびその基本的権利の尊重のもとに行われる」ことと、「子供の奪取、売買および取引を防止する」ことを目的とし、子どもは幸福や愛情および理解にあふれた「家庭的環境の下で」成長すべきであるとしている。そこで言及されている「家庭的な環境」とは、理想として、子供の実親または近親者と暮らす環境を指している。しかし、そのような環境を与えるこ

とが不可能であり、母国内で適切な養子縁組ができない場合、子供が「家庭的な環境」で育つ機会を確実に得るための最終手段として、国際養子縁組が可能であると定められた。つまり、国際養子となる子どもが明確に「放棄された子ども」であれば、「養子縁組前の血縁を終わらせ、完全に養家族の一員として扱う」ことができるのである。

筆者が2010年7月に行ったアドプション・センタム関係者へのインタビューでも、この団体が養子の送出国でも支援活動を行っている理由として、「送出国で最善の努力をしたが、養子は『放棄された子ども』であり『家庭的な環境』を得ることができない」ことを明確にしたうえで——ハーグ条約の条項を順守する姿勢を示しつつ——、それは「安全な養子を得るためである」と説明されていた。

しかし、ハーグ国際養子条約で謳われている「家庭的な環境」は、はっきりとした輪郭を持っていない。子どもの権利条約で定められている「ナショナルリティや名前、法的な家族関係を含む自己アイデンティティを保持する」権利も、スウェーデンにおいて、養子の地位を確立するために制定されてきた「縁組前の血縁を終わらせ、完全に養家族の一員として扱う」という国内養子法の根本的理念と相容れないことが危惧されていた (Yngvesson 2010: 51)。この点を、国際養子を取り巻くスウェーデンの人々はどのように理解しているのだろうか。

例えば、国際養子受入数最大である米国はもともと移民大国であり、多文化主義を実践しており、このこととも関連し、「家庭的な環境」とは養子の母国環境を模倣しつつ母国文化教育を行うこととして捉える傾向にある (Jacobson 2009; 芝 2010)。では、「均質社会」から多民族・多言語社会へと変貌したスウェーデンでは、国際養子たちに与えられるべき家庭的環境は当事者たちにはどのように捉えられ、実践されてきたのだろうか。次節から、この点について検討する。

2 国際養子のダブルバインド——スウェーデンにおける養子本人の生活世界——

2.1 移民としての国際養子——外見は移民として、内面はスウェーデン人として——

戦後の60年あまりで多民族化が進んだスウェーデンであるが、最新の2009年度人口統計によれば、18.6パーセントがスウェーデン国外にルーツを持つ人々——海外で生まれた、もしくは外国人を両親に持ちながらスウェーデンで生まれた人々——であり、6.5パーセントが外国人であった (SCB 2010)。つまり全人口の約4分の1が、スウェーデン以外の国や文化にルーツを持っていることになる。

その一方で、移民を受け入れたはずのスウェーデン社会における差別の存在が報告されている (The Local 2005)。これによると、ムスリム移民が人種差別に遭っており、調査対象者の4割が、ムスリム移民が暴言被害に遭う場面を目撃している。また2004年の調査では、スウェーデンは差別国家であると認識している人が46パーセントおり、また移民の受け入れに反対する人々は同年45.5パーセントに上っていたという。

このように移民の絶え間ない流入と、移民の受入機関や彼らに関する法整備が進む中、スウェーデンにおいて国際養子たちに対する位置づけが不安定になっていった。国際養子の養家族の多くは、スウェーデン社会の上層に属していると言われている (Hubinette 2009: 132)。そこで「完全に養家族の一員として扱われて」育った国際養子たちは、北欧以外からの移民が少なかった頃は——韓国からの養子であれ、エチオピアからの養子であれ——その外見からス

ウェーデンの上層家庭で育てられているいわゆる「国際養子」だと一目で理解されていた。しかしながら、非北欧移民の人口が劇的に増加した1990年代頃以降、国際養子たちは「自分たちは移民ではなく、完全なるスウェーデン人である」ということを周囲に理解させることが難しくなり、移民と見なされる機会が増えていったと報告されている (Yngvesson 2010: 96)。

また移民に対する人種差別が1980年代に広がりを見せていた。その時期、彼らと外見が同じ国際養子は学校などで移民と同じ目にあっているのではないかという危惧が、養子を取り巻く人々の間で高まったと言われている (Yngvesson 2010: 97)。当初は、「家族と共に移民してきた子どもたちの問題は主に社会的なもの——経済的な貧しさ——に由来している一方で、国際養子たちの問題は感情的なもの——十分な経済力のある家庭で、養親と十分な時間を過ごし、手伝いを要求されることなく、また養親からスウェーデン社会へ溶け込むよう手助けを受けられる状況——であり、この2グループには明らかに違いがある」と捉えられるような、移民と養子との間に明確な線を引こうとする主張があったと報告されている (Yngvesson 2010: 98)。また1981年に養家族のための雑誌に書かれた記事では、「移民」という言葉が日常生活で何気なく否定的に使われていることに注意を促すものがあり、「『移民』という語は、『自分たちではない人たち』、それもここに居るべきではない、嫌われ者といった意味に等しいのです。日常生活で移民という概念はとても主観的なものであり、軽蔑や人種差別の代用として使われがちではないでしょうか」とされていた (Yngvesson 2010: 100)。

しかし、どのように移民と国際養子との間に区別をつけようとしても、もともと国際養子たちと交流のない人々からは、外見上から移民というラベルづけをされ、差別を受けてしまう可能性がある。さらに移民政策の一環として、1970年代に移民のアイデンティティ保持および独自の民族的・文化的背景の保持が保障されたが、これは同時に国際養子に対しても適応可能であったことによって、国際養子の移民としての位置づけが強化されたと論じられている (Yngvesson 2010: 102)。

そうした状況下で、国際養子たちはスウェーデン人家庭の中で育ち、成長し、養親から離れることによって、単に移民や旅行者として認識されることによる違和感を覚えるようになったことが報告されている。

大人になると、養子縁組されたという事実は見えづらくなり、養子として見られる代わりに、移民もしくは旅行者として見なされるようになる。また、海外では、スウェーデンからやって来たということを現地の人々に納得させることに難しさを感じる。このように、外国人のように扱われることは、スウェーデンで育ち、スウェーデンでの慣習しか知らない者にとって、とても混乱する事態である。 (Socialstyrelsen 2007: 108)

また、職を得ることはアイデンティティ形成に重要であり、もし養子が職場で差別を感じる場合や、就職さえしづらい場合は、彼らが大人としてのアイデンティティを形成すること自体が難しくなる (Socialstyrelsen 2007: 108)。近年スカンジナビアにおける養子の状況として危惧されていることの 하나가、就職問題である (Hjern & Allebeck 2002)。

スウェーデン社会のポリシーとして、差別はしない、平等を追求しよう、とはなっています。しかし同時に、人々の違いを認めることにより、それぞれの意見の違いを認めるこ

とになり、ひいては差別を肯定することになります。そして差別は実際に起こっているのです。例えば就職活動の時、養子たちは応募書類に書く名前はスウェーデン人風です。しかし書類審査が通り、いざ面接へ向かうと、スウェーデン人らしくない風貌だと問題視されてしまうのです。（筆者によるスウェーデン国際養子縁組関係者への2010年7月7日インタビューより）

2.2 国際養子当事者のパーソナルな内面世界

このように困難な状況に出会う国際養子たちは、どのように自らの「スウェーデン人らしくない外見」に対処しているのだろうか。インタビュー対象者であった韓国からの国際養子は、次のように語った（2010年7月7日のインタビューより）。

多くの養子がストックホルムに住んでいると言われているにも関わらず、彼らは他の養子に会っても目をそむけ、避けるのが一般的な傾向です。なぜなら他の養子と出会うと、自分たちは人種的に、外見的に周りと違っていることを思い出されるからです。普段、自分たちは白人だと思い込んでいて、違いをほとんど隠しているのです。

ほとんどの養子は「自分はスウェーデン人だ」と主張します。そして、スウェーデン人であるために、移民との接触を避けるでしょう。ルーツ探しという活動は最近注目され始めたことなのです。でも、養子が自らのルーツを探すことは、養親の多くは気分を害するでしょう。そして、スウェーデン人の友人やパートナーもその行動を良くは思わないでしょう。友人たちはたいてい白人のスウェーデン人であり、同じ「スウェーデン人」のパートナーが欲しかったわけですから。母国文化に興味を示すことにより（「スウェーデン人」というカテゴリーから）「踏み外す（stepover）」ことは問題になるのです。

ここで語られたのが、国際養子たちが「自分たちはマジョリティであるスウェーデン人である」と主張する姿勢である。移民たちと同じく自分のルーツや外見を否定している原因として挙げられるのが、スウェーデン社会における移民への差別の高まりへの不安感である。かつて1970年代に景気が停滞して労働需要が減少を始めた際、スウェーデン国内での雇用を確保するために労働移民を制限したこと（猿田 2005: 128）や、現在の移民の中心である難民や亡命者には高学歴や専門性を身に付けている人が少なくないこと（竹崎 2002: 140）を考え併せると、スウェーデン人にとって移民たちは自分たちの生活世界を脅かすものとして捉えられるのではないだろうか。さらに、職場でのターバン着用許可やイスラム教徒のために社員食堂の改善といった異文化間問題に対する対策の必要も世間に広く報告されている（竹崎 2002: 141）。また、スウェーデン人の中には「われわれの移民（our immigrants）といったように、あたかもペットや公園で餌をついばむ鳥かのように言う人間がいる」と言い彼らの差別的態度によって友好的統合が進んでいないと指摘する声もある（Aberg 2010: para 10）。

スウェーデンでは、前述のように移民たちのアイデンティティおよび独自の民族的・文化的バックグラウンドの保持が保障されている。しかし、母国文化の保持を表明することがすなわち移民であることの表明となり、スウェーデン社会のマジョリティではなく、下層に位置するマイノリティであり差別の対象となる「他者」であるといった図式が、養子たちの意識に生じ

ているのではないだろうか。

3 考察——「他者の権利」を与えられたスウェーデンの国際養子たちとその再意味化

以上で見てきたように、スウェーデンにおける国際養子たちは、スウェーデン人としての意識の高さにも関わらず、対外的には時を同じくして「均質社会」へ流入してきた他の移民——労働移民や難民、庇護申請者たち——と移民ステータスやアイデンティティのせめぎ合いの中にあるように思われる。同様に、生まれてまもなく母国との縁が切れ、スウェーデン社会で養親と同じスウェーデン人としてのアイデンティティを形成しつつあった国際養子たちは、労働移民や難民、庇護申請者という「他者」と時間的・空間的に同時に存在することによって、自己のスウェーデン人としてのナショナル・アイデンティティが揺さぶられつつ、移民としての自己の位置づけには疑問を感じ、自己の再定義を迫られることとなる。このことは、セイラ・ベンハビブがグローバル化の中での移住をめぐる、移民・難民・庇護申請者の「他者の権利」を論じた文脈を連想させる。

「われわれ国民」とは内在的に緊張をはらんだ公式であり、それ自体の表明のなかに、普遍的人権の尊重と国家的に限定された主権性要求との構成的なディレンマを内包している。難民であれ外国人労働者であれ、庇護申請者であれ冒険家であれ、外国人やよそ者の権利は、「われわれ国民」というアイデンティティが定義されては再交渉され、境界づけられては解きほぐされ、画定されては流動化される場所で、その限界を、その境界線を明らかにする。われわれは、何ほどか凝集的な統一体とみなされた国民がひとつの領土に留居し、したがって、ひとつの行政に服従するという一元的な市民資格のモデルが終わりつつある、そうした政治的進化の途上にある。(Benhabib 2004 = 2006: 164-5)

この文脈において、国際養子という存在は常にそのアイデンティティの境界線——「われわれ」であるのか「他者」であるのか——を問うという問題を提起し、その市民資格を一元的に管理することの問題性をも提起する。しかしベンハビブは、その「一元的な市民資格」のモデルが終わりつつあり、「市民資格の分解」が始まりつつあると述べて、あらゆる境界を超えた権利の可能性の主張を「民主的に反復」し (Benhabib 2004 = 2006: 165)、グローバルやローカルといった様々なレベルで市民資格の一元的モデルを流動化し、多層化することによって「他者」のあるべき将来像に希望を見出そうとしている。

さらにベンハビブは、「問題とされるアイデンティティと権利を再意味化するのは、外部者が政体の境界ではなく内部にいるということも示している。実際のところ、国民と外国人、市民と移民という二項対立それ自体が社会的には不十分である」と述べる (Benhabib 2004 = 2006: 193)。そして彼女は、外部者と捉えられがちな「他者」である移民を、アイデンティティと権利を再定義する新たな行為者と見なし、その「他者性」をも再定義・再意味化する動きがあると論じている。このことは「他者」と「われわれ」というダブルバインドにある国際養子にも当てはまるのではないかと思われる。

実際に、国際養子たちがスウェーデン人としての自己を保つために、自分たちは「あくまでもスウェーデン人であって移民ではない」と主張することも再意味化として捉えることができ

ると同時に、また別の再意味化の動きも始まっている。成人した国際養子の中には自助組織を作り、自らのアイデンティティを母国文化と照らし合わせながら自己を再定義しようとする者もいる。例えば、Adopterade Koreaners Forening (AKF)¹⁴⁾という韓国からの国際養子たち自助組織もある。その代表メンバーは、自己を再定義しようと試みてきた体験を、インタビューで次のように語った（2010年7月14日のインタビューより）。

私が育ったスウェーデン北部は、どこまでも「白かった」のです。白人しか居なくて、その頃は韓国人や中国人という人の存在も知らなかったです。でも、私が何か違うってことは、外見から感じていました。そして大きくなったとき「アジア人とは何か」ということを本当に知りたくなったのです。「何か」が加わったアジア人という概念を知る必要がある、と感じたのです。私が必要としていたのは、アジア人としての「ルーツ」というより、アジア人であるという「概念」です。だから、韓国で産みの親を探したのも、ルーツ探しではなくて、韓国人としてのアイデンティティ探しでした。中国系アメリカ人の場合、2世3世になると完全にアメリカ人になっていますよね。私も全くスウェーデン人です。でも「もっと何か」が私にはあると感じていたし、それを知りたくて仕方なかったです。そこで大学ではアジア学を専攻しました。日本語を学んで日本に居たこともあるし、その後は韓国語も学びました。

あるいはまた、他の成人養子の中には、国際養子縁組取次組織に籍を置き、新たにやってくる養子のケアや同僚への助言をすることによって、国際養子の立場の再意味化を見守る者もいることを付け加えておきたい。

本稿ではスウェーデンにおける国際養子縁組をめぐる動きについて、彼ら自身のパーソナルな思いと、彼らを取り巻くローカル、ナショナル、グローバルな水準に焦点を当てて検討してきた。そこで見えてきたのが、「移民」と「スウェーデン人」との境界線上にある国際養子たちの姿である。スウェーデンという国民社会として、労働力として重要視される移民を受け入れる姿勢を見せつつも¹⁵⁾、かつての「均質社会」から移民が占める割合が急激に高まった生活世界では移民たちの存在に戸惑い、彼らの「他者性」を反復的に定義づけしている過程にある。そして、その定義づけの線上で動き始めているのが「われわれ」の内部に存在する国際養子たち自身である。このような「国際養子」という「他者との境界線上」の存在者の位置や彼らの行為を検討することは、今後グローバル化が変容し続けるなかで再構築されていくであろう「市民資格」や「ナショナル・アイデンティティ」、そして「他者の権利」を含む社会の構成員の権利を検討していく上での事例として、つまり少なくともベンハビブが示唆したような「いかなる人間も非合法ではない」とする立場をめぐって国際養子という存在者の内側から「反復的に」再検討していく上での事例として、役立つであろう¹⁶⁾。

注

1) アメリカにおけるこのような国際養子をめぐる問題に関する検討は、芝（2010）を参照。

2) Ministry of Culture, 2009, "Sweden Language For All: Fact sheet." スウェーデンの公用語はスウェーデン語と初めて定められた。これにより、すべての人々にスウェーデン語を学ぶ機会が与えられた。また、この法は

スウェーデンにおける5つのナショナル・マイノリティ語 (Finnish, all Sami dialects, Torne Valley Finnish (Meankieli), Romani, Yiddish) の保持を進めると宣言している。

- 3) 国際養子縁組数の約半分を受け入れているアメリカでは、国際養子たちに対する母国文化教育 (カルチャー・キーピング) が熱心に行われている様が報告されており (Jacobson 2008), その取り組みに対する意味付けに対して様々な関心が寄せられている (Rojewski & Rojewski 2001; 芝 2010)。
- 4) 本稿におけるインタビュー (半構造化インタビューによる) 対象者は以下の通りである。
 2010年7月7日 (於ストックホルム市内 MIA 事務所) 国際養子縁組取次監督者2名
 2010年7月7日 (於ストックホルム市郊外) 成人韓国養子/国際養子縁組研究者1名
 2010年7月8日 (於ストックホルム市内 Adoptioncentrum 本部) 主要スタッフ1名
 2010年7月14日 (於ストックホルム市内) 成人韓国養子/AKF 設立メンバー1名
 なお、ここでいう「成人韓国養子」とは「幼少時に韓国から国際養子としてやってきて、現在は成人している者」を指す。
- 5) 1966年に締結された、Swedish National Board of Health and Welfare (スウェーデン保健福祉庁) と Korean Child Placement Service (韓国児童代替養護支援局) 間の協定。これに先立つこと1961年に韓国では the Law of Special Application for Adoption of Orphans (孤児を養子縁組する際の特別措置法) を制定している。このため、スウェーデン-韓国間協定が結ばれる前にも、韓国から94人の孤児たちが、メディアでの宣伝や1950年代に韓国へ派遣された医療団によって、スウェーデンへ養子縁組されている (Yngvesson 2010)。
- 6) この逆転現象は現在も続いており、2007年の時点で、世界的に見た場合、養親希望者と養子に出される子どもの比率が3:1である。
- 7) 国内養子縁組が減少した理由として挙げられるのが、スウェーデン国内における生活水準の向上や福祉の充実したこと、避妊技術の向上、そして女性の地位向上により、未婚女性による出産に対する見解の変化したことが挙げられる (Yngvesson 2010; Socialstyrelsen 2009)。
- 8) 国際養子縁組は政治的・経済的要因に左右される。例えば、朝鮮戦争後は韓国からの養子たちが増加、1980年代にはラテンアメリカからの養子が増加、1990年代には、チャウシェスク後のルーマニアからの養子が増加、21世紀初めには、中国および東欧諸国からの養子が増加した (Socialstyrelsen 2009)。
- 9) 西欧諸国は同時期に国際養子縁組への関心の急速な高まりを見せた。1998年から2004年の間に、世界規模で42パーセント増、スウェーデンで20パーセント増、オランダやイタリア、アメリカでは50パーセント以上増、スペインに至っては273パーセント増となった (Socialstyrelsen 2009)。
- 10) アドプション・セントラム (Adoptionscentrum) は、Indiska-Svensk Foreningen (Indo-Swedish Society = インド・スウェーデン協会) というインドからの養子縁組を専門にサポートしていた組織と統合し、現在の体制になっている (Yngvesson 2010)。
- 11) 現在は2005年施行の国際養子法 (2003: 131) により、MIA (Myndigheten for Internationella Adoptionsfrågor: the Swedish Intercountry Adoptions Authority) に再編成されている。
- 12) 国際養子縁組において、公的コントロールがどれだけ必要か、ということに対しては様々な見解があり、養子縁組はプライベートなことだと主張する人もいれば、公的コントロールが必要だという人もいるが、実際には国際養子縁組フィールドは、規制の度合いを高めており、現在では、認可された養子縁組組織が、毎年1000件ほどあるスウェーデンの国際養子縁組のうち約90パーセントを取り扱っている (Socialstyrelsen 2009)。
- 13) 1997年 スウェーデンはハーグ条約 (1993) に調印した。この際、MIA がスウェーデンにおける国際養子縁組の中央組織とされた (Section 3 of the Intercounty Adoption Intermediation Act 1997: 192を参照)。
- 14) Adopterade Koreaners Forening (AKF = 韓国からの養子たちの会) の活動については、別稿で述べたい。
- 15) スウェーデンでは最近、「還流移民 (Circular Migration)」が及ぼす効果についての検討が行われている。還流移民が促進されることになれば、今後は一層流動的な権利概念が移民に対して付与されると期待される (Ministry of Justice, Sweden, 2010, "Sweden's Committee for Circular Migration and Development.")。
- 16) 本論文は、日本ではいまだ余り着目されていない国際養子縁組について、特にスウェーデンにおける国際養子縁組をめぐる動きについて、彼ら自身のパーソナルな思いと、彼らを取り巻くローカル、ナショナル、グローバルな水準に焦点を当てて検討した。Yngvesson による既存研究 (2010) からはスウェーデンの国際

養子縁組の歴史などについて多くの知見を得られたものの、彼女の研究ではあくまで国際養子たちは、国際養子縁組をとりまく人々の中で翻弄される客体として存在にとどまっているように見受けられる。そこで、国際養子自身が現在、自分たち——「他者」と「われわれ」のほざま——の立ち位置を問い直す主体となりつつある状態を今後描いていくための基盤となることを本論文のねらいとした。

文献

- Aberg, L., 2010, "Well-meaning Swedes treat migrants like pets," *The Local*, published on Sep 9, <http://www.thelocal.se/28890/20100909/> (retrived: 2010/11/29).
- Adoptionscentrum, 2010, *Development Cooperation*, <http://www.adoptionscentrum.se/en/Development-assistance/> (retrived: 2010/11/29).
- Blanc-Noël, N., 2010, "Multicultural Sweden, Assimilationist France: How and Why National Identity Narratives Evolve," *Sens Public*, <http://www.sens-public.org/spip.php?article768#sdfootnote20anc> (retrived: 2010/11/29).
- Benhabib, S., 2004, *The Rights of Others: Aliens, Residents and Citizens*, Cambridge University Press (= 2006 向山恭一訳『他者の権利——外国人・居留民・市民』法政大学出版局).
- Breger, R. and R. Hill, 1998, *Cross-Cultural Marriage: Identity and Choice*, Oxford; New York: Berg (= 2005 吉田正紀訳『異文化結婚』新泉社).
- Hague Conference of Private International Law (HCCH), Full Text of *Convention on Protection of Children and Cooperation in Respect of Intercountry Adoption*. http://hcch.e-vision.nl/index_en.php?act=conventions.text&cid=69 (Retrieved: 2010/11/29).
- Hayes, P. and T. Habu, 2006, *Adoption in Japan: Comparing Policies for Children in Need*, Oxon: Routledge.
- Hjern A. and P. Allebeck, 2002, "Suicide in first and second generation immigrants in Sweden—A comparative study," *Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol*, 37: 423–429.
- Hubinette, T. and Carina Tigervall, 2009, "When Racism Becomes Individualised: Writing about Experiences of Racialisation among Adult Adoptees and Adoptive Parents of Sweden," Keskinen, S., D. Mulinari, S. Imi and S. Tuori eds., *Complying with Colonialism: Gender, Race and Ethnicity in the Nordic Region*, UK: Blackwell, 119–136.
- 伊豫谷 登士翁, 2001, 『グローバル化と移民』有信堂高文社.
- Jacobson, H., 2008, *Culture Keeping: White Mothers, International Adoption, And The Negotiation Of Family Difference*, Nashville, TN: Vanderbilt University Press.
- 嘉本伊都子, 2008a, 『国際結婚論!?——歴史編』法律文化社.
- 嘉本伊都子, 2008b, 『国際結婚論!?——現代編』法律文化社.
- Kurosu, S. and E. Ochiai, 1995, "Adoption as an Heirship Strategy under Demographic Constraints: A Case from Nineteenth-Century Japan," *Journal of Family History*, 20 (3), 261–288.
- MIA (The Swedish Intercountry Adoptions Authority), 2010, *Legal provisions Concerning Adoption (Excerpts)*, <http://www.mia.eu/english/legal.pdf> (retrived: 2010/11/29).
- Ministry of Health and Social Affairs, 2003, "Summary of the report of the enquiry into intercountry adoption and compilation of adoption research," *Memorandum*, <http://www.sweden.gov.se/content/1/c6/01/75/98/d76e2b65.pdf>. (retrived: 2010/11/29).
- Ministry of Health and Social Affairs, Sweden, 2004, *Intercountry Adoptions* (Government Bill 2003/04: 131), http://www.famratt.com/pdf/eng_int_adop_eng.pdf#search='NIA the Swedish Council for Intercountry Adoption' (retrieved: 2010/11/29).
- 宮永國子, 2000, 『グローバル化とアイデンティティ』世界思想社.
- 宮永國子編, 2004, 『グローバル化とアイデンティティ・クライシス』明石書店.
- 西原和久・油井清光編, 2010, 『現代人の社会学・入門——グローバル化時代の生活世界』有斐閣.
- Office of the United Nations High Commissioner for Human Rights, 1989, *UN Convention on the Rights of the Child*, <http://www2.ohchr.org/english/law/crc.htm> (retrived: 2010/11/29).
- Papastergiadis, N., 2000, *The Turbulence of Migration: Globalization, Deterritorialization and Hybridity*, UK: Polity

- Runblom, H., 1994, "Swedish Multiculturalism in a Comparative Perspective," *Sociological Forum* (9): 623-640.
- Rojewski, J. W. and J. L. Rojewski, 2001, *Intercountry Adoption From China: Examining Cultural Heritage and Other Postadoption Issues*, CT: Harper Collins Publishers.
- 賽漢卓娜, 2011, 『国際移動時代の国際結婚——日本の農村に嫁いだ中国人女性』勁草書房.
- Sassen, S., 1988, *The Mobility of Labor and Capital: A Study in International Investment and Labor Flow*, Cambridge University Press (= 1992 森田 桐郎訳 『労働と資本の国際移動——世界都市と移民労働者』岩波書店).
- 佐藤以久子, 2001, 「北欧の動向——スウェーデンの庇護法」, 難民問題研究フォーラム編『難民と人権——新世紀の視座』現代人文社, 108-128.
- 佐藤以久子, 2005, 『スウェーデンにおける第三国定住プログラムによって受け入れられた難民及び庇護申請者等に対する支援状況調査報告』アジア福祉教育財団.
- 猿田淑子, 2005, 「第 5 章: 移民」, 猿田正機編『日本におけるスウェーデン研究』ミネルヴァ書房.
- Selman, P., 2002, "Intercounty Adoption In The New Millennium; The "Quiet Migration" Revised," *Population Research and Policy Review*, 21, 205-225.
- Selman, P., 2006, "Trends in Intercountry Adoption: Analysis of Data From 20 Receiving Countries, 1998-2004," *Journal of Population Research* (23): 183-204.
- Selman, P., 2009, "The rise and fall of intercountry adoption in the 21st century," *International Social Work* (52): 575-594.
- 芝真里, 2010, 「多文化共生への実践と問い——アメリカにおける国際養子縁組についての語りから」『コロキウム』第 5 号, 117-154.
- Socialstyrelsen (The National Board of Health and Welfare, Sweden), 2007, *Special Parents for Special Children*, Sweden: Edita Vastra Aros.
- Socialstyrelsen (The National Board of Health and Welfare, Sweden), 2009, *Adoption: Handbook for the Swedish Social Services*, Sweden: Edita Vastra Aros.
- Statistic Sweden (SCB), 2010, *Summary of Population Statistics 1960-2009*, http://www.scb.se/Pages/TableAndChart_26041.aspx (retrived: 2010/11/29).
- Swedish Government Offices, 2010, *Ministry of Integration and Gender Equality: Asylum, Migration and Integration*, <http://www.sweden.gov.se/sb/d/2188/a/19443> (retrived: 2010/11/29).
- 高倉正樹, 2006, 『赤ちゃんの値段』講談社.
- 竹崎孜, 2002, 『スウェーデンはなぜ少子国家にならなかったのか』あけび書房.
- The Local, 2005, *Muslims Face Most Racism in Sweden*, published on October 25, <http://www.thelocal.se/2363/20051025/> (retrived: 2010/11/29).
- Weil, R. H., 1984, "International Adoption: The Quiet Migration," *International Migration Review*, 18(2), 276-93.
- Yngvesson, B., 2010, *Belonging in An Adopted World: Race, Identity, and Transnational Adoption*, US: The University of Chicago Press.

(芝 真里: 名古屋大学)